●支店・営業所の新設の概要と手続の流れ（愛知県知事免許の場合）

● 支店の準備

宅地建物取引業法上求められる要件を備えた支店を準備して下さい。

・継続的に業務を行うことのできる施設で、独立性が保たれている事務所であること

・常勤可能な政令使用人（当該支店における宅地建物取引業に関する責任者）を設置すること

・常勤可能な専任の宅地建物取引士を、当該支店における宅地建物取引従事者５名あたり１名以上の割合で設置すること　　等

法務局へ供託を行っている業者の場合

● 法務局（供託所）への届出

主たる事務所を所管する法務局（供託所）へ、支店を設置した旨届出を行い、追加の営業保証金（1 支店あたり 500 万円）を供託して下さい。

● 供託の証明書の受取り・届出

法務局より、追加分の「供託書」が交付されますので、その写しに原本証明を行い、「営業保証金供託済届出書」「変更届出書」とともに、都市総務課建設業・不動産業室へ届け出て下さい。

● 支店での営業開始

この時点で、当該支店での宅地建物取引業の営業を開始できます。

宅地建物取引業保証協会へ加入している業者の場合

● 宅地建物取引業保証協会への届出

所属する宅地建物取引業協会へ、支店を設置した旨届出を行い、追加の弁済業務保証金分担金（1 支店あたり 30 万円）を納付して下さい。

● 分担金納付の証明書の受取り・届出

宅地建物取引業保証協会より、追加分の「弁済業務保証金供託届出書」が交付されますので、「変更届出書」とともに、都市総務課建設業・不動産業室へ届け出て下さい。

● 支店での営業開始

この時点で、当該支店での宅地建物取引業の営業を開始できます。